

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地  
**マルサンアイ株式会社**  
代表取締役社長 伊藤 明徳

## 「第64回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、「第64回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部を、下記のとおり修正させていただきますので、謹んでお知らせいたします。

敬 具

記

修正箇所（修正箇所は、網掛け及び下線で表示しています。）

### 1. 「第64回定時株主総会招集ご通知」添付書類 38 頁

個別注記表

#### 6. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

(修正前)

売 上 高	15,169 千円
仕 入 高	91,965 千円
外 注 加 工 費	<u>592,151 千円</u>
上記以外の営業取引高	<u>4,575 千円</u>
営業取引以外の取引高	<u>21,304 千円</u>

(修正後)

売 上 高	15,169 千円
仕 入 高	91,965 千円
外 注 加 工 費	<u>592,153 千円</u>
上記以外の営業取引高	<u>5,539 千円</u>
営業取引以外の取引高	<u>21,596 千円</u>

### 2. 「第64回定時株主総会招集ご通知」添付書類 39 頁

個別注記表

#### 8. 税効果会計に関する注記

##### (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

(修正前)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。（以下省略）

(修正後)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。（以下省略）

以 上